

事務部局職員の懲戒処分の概要

○信用失墜行為

- | | |
|-----------|---|
| (1) 処分年月日 | 令和8年9月8日 |
| (2) 処分の量定 | 免職 |
| (3) 所属・職種 | 事務部局職員 |
| (4) 処分の理由 | 以前勤務していた学校の生徒に、娯楽施設内で手を握ったり、髪や腕を触ったりするとともに、性的羞恥心を害する不適切な言動を行った。 |